

# 政策調整会議の概要

開催日 平成21年8月13日(木)

## ◎項 目

### 1 温暖化対策と排出量取引について【林業振興・環境部】

## ◎内 容

### 1 温暖化対策と排出量取引について【林業振興・環境部】

林業振興・環境部から、温暖化対策と排出量取引について説明があり、意見交換を行った。

#### 【概要説明】

- ・わが国の温暖化対策は、「気候変動に関する国際連合枠組み条約」に基づき1997年に採択された京都議定書が大きく関わっている。
- ・京都議定書の一つ目の特徴は、先進国の温室効果ガスの削減目標が法的拘束力を持っていることである。二つ目の特徴は、先進国全体で5.2%を削減するために、CDM(クリーン開発メカニズム。先進国が開発途上国のCO<sub>2</sub>削減に資金や技術を提供し、その削減量を先進国のものとする)、J I(共同実施。先進国同士がCO<sub>2</sub>を削減して、その量を負担割合に応じて先進国同士で分け合う)、E T(先進国間の排出量取引)の3つの方式を「京都メカニズム」として認めたことである。三つ目の特徴は、削減目標の算定に森林吸収量が認められていることである。
- ・この京都議定書により国の方針が示されたが、県としても、京都議定書に基づき、排出量削減対策や森林整備の促進、排出量取引などの温暖化対策の取り組みを進めているところである。
- ・排出量削減対策としては、2008年から2012年の第1約束期間に1990年比で6%を削減するという国の目標を前倒して、2010年までに6%を達成する目標を掲げて取り組んでいる。2010年のCO<sub>2</sub>排出量を784万4,000tまで削減する必要があるが、1990年以降増加の一途をたどり2004年には928万2,000tとなってしまったため、今後大量の削減が余儀なくされる。
- ・そこで、京都議定書では森林吸収量による削減が認められていることから、森林率84%の日本一の森林県である本県の特徴を生かした上で削減努力をしていくことで、目標が達成できるのではないかと考えている。その場合、森林吸収量は122万9,000tとカウントされ、26万3,000tが民間企業や県、行政、一般の県民の方々の削減目標となる。
- ・目標達成のための取り組みの推進母体として、昨年9月に地球温暖化防止県民会議を立ち上げ、5つの部会(県民活動促進部会、レジ袋削減運動促進部会、グリーン購入推進部会、公共交通利用促進部会、森林吸収対策部会)でそれぞれ取り組みを進めているところである。
- ・県庁も一事業者として率先して排出量を削減するため、昨年立ち上げた「県庁環境マネジメントシステム」の取り組みを本庁・出先機関133の施設で進めている。2010年の排出量を基準年比で10%削減することが目標であるが、昨年度はそのうち7.4%が達成できた。
- ・森林整備の促進としては、平成18年度から「協働の森づくり事業」を行っている。現在42件の協定を締結しており、協定金額も2億7,000万円を超える数字になっている。また、単なる環境先進企業のCSR活動ということではなく、各部局には、企業・団体との接点を県の観光振興や産業振興につなげてほしいと考えている。
- ・排出量取引としては、昨年3月からいわゆるオフセット・クレジット(J-V E R)制度を活用して、

委託契約先のセメント工場のボイラー燃料について、化石燃料から未利用林地残材に代替することで実現される温室効果ガスの排出量をクレジットとして認証を受け、販売を始めた。この事業は、これまで山からの搬出費用がかかり搬出されなかった林地残材を活用して経済活動を生み出し、山元にお金を還元する仕組みにもなっている。今後は、森林整備による森林吸収量などをクレジットとして認証される仕組みづくりを目指したい。

- ・これらの取り組みにより森林整備を進めるとともに山元が潤う、ということを目指していきたい。また、産業振興計画の産業間連携の戦略として、木質バイオマスの活用についても積極的に取り組んでいきたい。

#### 【主な意見】

- ・県民や事業者等が 26 万 3,000 t を 2010 年までに削減しなければならないとした場合、家庭では実際何をどれだけしなければならないか、イメージできるものはあるのか。  
→平成 20 年 4 月に策定した「高知県地球温暖化対策地域推進計画・二次」で、1 日当たりどれほど CO<sub>2</sub> を出しているかということや、削減のための具体的な取り組み内容を書いているので、これらを参考に家庭で取り組んでもらいたい。ただ、削減量を検証する仕組みがないことがネックになっているため、三次計画に向けて考えていきたいと思っている。
- ・セメント工場に間伐材利用を委託したとのことだが、事業費とクレジットの販売額はどのくらいか。  
→平成 19 年度からの事業であり、平成 19 年度は 254 万 3,000 円、20 年度は 508 万 2,000 円、21 年度は 762 万 3,000 円である。また、販売額は平成 19 年度分が 330 万円である。ただ、19 年度事業は環境省のモデル事業として採択されたものであるため、検証費用が非常に安価で済んだ。今後は検証の簡素化などでいかに経費節減するかということが課題である。
- ・森林吸収量はなぜ 122 万 9,000 t なのか。  
→京都議定書での削減目標を達成するための運用基準が合意されたとき、1,300 万炭素 t が日本の森林吸収量の上限として割り当てられた。そのうち、高知県分に相当する CO<sub>2</sub> 量が 122 万 9,000 t であるため。また、ここでいう森林は、1990 年以降に整備されたものであり、単に植林された森林をそのまま持っていたとしてもカウントされない。
- ・「協働の森づくり事業」での森林はカウントされるのか。  
→森林吸収量による削減量は上限が決まっており、また、国の補助事業で既に上限に達しているため、それ以上は認められない。ただ、カーボン・オフセットをして売り買いするという経済価値を生み出すことは自由である。